

改 正 案	現 行
<p>1 (略)</p> <p>A 当該災害に係る公共土木施設災害復旧事業等(法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。)の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・五%を超える災害</p> <p>B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・二%を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の二五%を超える都道府県が一以上あること。</p> <p>(2) 一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の五%を超える都道府県が一以上あること。</p> <p>7 法第十六条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第十七条(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)及び第十九条(市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例)の措置は法第二章の措置が適用される激甚災害について適用する。</p>	<p>1 (略)</p> <p>A 当該災害に係る公共土木施設災害復旧事業等(法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。)の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね四%を超える災害</p> <p>B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね一・二%相当額を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の一倍を超える都道府県が一以上あること。</p> <p>(2) 一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の〇・二五倍を超える都道府県が一以上あること。</p> <p>7 法第十六条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第十七条(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)及び第十九条(市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例)の措置は法第二章の措置が適用される激甚災害について適用する。</p>

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

注 昭和四十年二月十七日改正の指定基準は、昭和三十九年九月の台風二十号による災害以後の災害に適用。昭和四十七年八月十一日改正の指定基準は、昭和四十七年六月六日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年四月十日改正の指定基準は、昭和五十五年十二月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十七年九月十日改正の指定基準は、昭和五十七年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年七月九日改正の指定基準は、昭和五十八年五月二十六日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

注 昭和四十年二月十七日改正の指定基準は、昭和三十九年九月の台風二十号による災害以後の災害に適用。昭和四十七年八月十一日改正の指定基準は、昭和四十七年六月六日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年四月十日改正の指定基準は、昭和五十五年十二月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十七年九月十日改正の指定基準は、昭和五十七年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年七月九日改正の指定基準は、昭和五十八年五月二十六日以後に発生した災害について適用。

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>(1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。)の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇%を超える市町村(当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。)が一年以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満である場合を除く。</p> <p>注 昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。)の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の一倍を超える市町村(当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。)が一年以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満である場合を除く。</p> <p>注 昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。</p>